# 日本郵政グループ労働組合の皆さまへ

# ゴルファー向け保険のご案内

# 団体総合生活補償保険

保険期間 2024年7月1日午前0時~2025年7月1日午後4時(1年間) この制度で、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲については、11ページをご覧ください。



(継続加入の場合の保険期間)2024年7月1日午後4時~2025年7月1日午後4時(1年間)

\*「注意喚起情報のご説明」3.補償の開始時期に記載の時刻についても「始期日の午後4時」と読み替えてください。

# 割引率44%適用!!

(団体割引 30%(※)、損害率による割引 20%)

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用 されます。

#### 申込 締切日

### 2024年5月20日(月)

加入申込票が提出先に到着する日

加入申込票 提出先

## 株式会社 郵愛 ※住所は下記お問い合わせ先参照

新規加入、加入内容変更(脱退含む)をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。

**€** 

#### 保険料の払込方法

●保険料払込方法:2024年9月24日(火)にご指定のゆうちょ銀行口座より引落しとなります。(一時払)

(0

#### 自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

#### お問い合わせは

代理店・扱者

株式会社 郵愛 総合保険係

所在地: **〒**151-8502

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

TEL: 0120-025-375 FAX: 0120-779-783 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 営業第二課

所在地: **〒**101-8011

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-3259-4061

# ゴルファー向け保険の概要 ↑



ゴルファー賠償責任補償 海外も補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき

#### 具体例

- ★ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振 りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャ ディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーに ボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に過って隣家のガラスを割った。

など



ゴルファー傷害補償 海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

#### 具体例

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガ をした。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。

など



ゴルフ用品補償 海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブが 破損したとき

#### 具体例

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。

など



ホールインワン・アルバトロス費用補償 国内のみ補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

- ■原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバト 口スは保険金支払いの対象にはなりません。
  - (セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象について は、本パンフレット7ページの「保険金をお支払いする場合」をご参照 ください。)
- ■複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入い ただいていても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となり ます。



(注)上記3、4の補償は2ページの「保険金額と保険料」の表に保険金額の記載がある場合に限り、 対象になります。

# 保険金額と保険料

保険金額の記載がある場合に限り、補償の対象になります。

保険金額	A セット	Bセット	Cセット	Dセット
ゴルファー賠償責任保険金額	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
傷害死亡·後遺障害保険金額 <sup>(※1)</sup>	500 万円	750 万円	1,000 万円	1,000 万円
傷害入院保険金日額 (※2)	7,500 円	11,250円	15,000円	15,000円
傷害通院保険金日額	5,000円	7,500円	10,000円	10,000円
ゴルフ用品保険金額	15 万円	20 万円	30 万円	30 万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	30 万円	40 万円	50 万円	100 万円
保険料(年払)	3,940 円	5,320円	6,870円	10,400円

#### ※免責金額はありません。

- (※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。
- (※2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は5倍の傷害手術保険金をお支払いします。
- ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



## 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、9ページ~10ページの「用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

#類 お支払いる場合 ゴルフアー	ゴルファー賠 償責任保険 金 ★ゴルファー 賠償責任 保険特約 を壊したりして を負われたも (*)本しま (*)本の 任者・法の る 施に下して の がしたり、他人の を壊したりして を負われたも におうに場 におうに が、 をしたりして をしたりして をしたりして をしたりに場 が、 をしたりにも が、 としたり、他人の をしたりして をしたりして の に、 といる といる といる といる といる といる といる といる といる といる	のゴルフの練習中、競技中中の偶然な事故により、被保他人の生命または身体を害の物(ゴルフカート等他人かったりした物を除きます。)て、法律上の損害賠償責任場合いいます。ただし、本人が積を監督義者・監督義者・監督義者を監督して、親籍者である場合智義といる。	被保険者が損害賠償請求権者に対 て負担する法律上の損害賠償責任額  判決により支払を命ぜられた 訟費用または判決日までの遅 損害金 被保険者が損害賠償請求権 に対して損害賠償金を支払っ ことにより代位取得するものがる場合は、その価額 一 免責金額※(0円)	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償責任 ●が保険者または被保険者の指図によって加重された損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図によ
(産責任保険 金 ★ 1 ルファー ト等他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人)を優者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人)を優さます。 を優したり、他人の物(ゴルフカート等他人)を優さます。 を優したり、作物を除きます。 を優したり、作力である場合は、親権者・活定監督義務者・監督義務者・に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する) を提供して、(注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金を支払った。 (注2)損害賠償金を支払った。 (注2)損害賠償金を支払った。 (注3)上記事式により計算した額とは関いる場所を開業を必要とします。 (注3)上記事式により計算した額とは関いる場所を保険金額を明らかと超える場所を別による損害賠償責任・自動率等※の事両(ゴルフ場敷地内、)、統一、制制、航空機、銃器の所有、使用まには管理し起因する損害賠償、任意、1、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	償責任保険 金 ★ゴルファー 賠償責任保険特約 を壊したり、他人のら借りたり預かを壊したりしてを負われた場(*)本人をして、大人のとして、大人のとして、大人のとして、大人のとして、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のものでは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人の	中の偶然な事故により、被保他人の生命または身体を害の物(ゴルフカート等他人かったりした物を除きます。) て、法律上の損害賠償責任 易合いいます。ただし、本人が親子である場合督義者・監督義者・監督養者を監督任無能力者の6親等内の配偶者※および3親等内の配偶者※および3親等内の	て負担する法律上の損害賠償責任額  判決により支払を命ぜられた 訟費用または判決日までの遅 損害金  被保険者が損害賠償請求権 に対して損害賠償金を支払っ ことにより代位取得するものが る場合は、その価額  免責金額※(0円)  (注1)1回の事故につき、保険金額	の方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図によ
一切			(注2)損害賠償金額等の決除会額等の保険金額等受保証を対しまり計画を対しまり計画を必要とにより計画を必要とにより計画を必要とにより計画を必要を表別を必要とにより計画を必要を表別を必要を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地での車両(ゴルフ場別でできないです。)、船舶、航空機、銃器の所賠償する。)、船舶、航空機、銃器の所賠償する。)、船舶、航空機、銃器の所賠償する。。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般では、 は、 は

保険金の 種類	保険金を お支払いする場合	保険金の お支払額	保険金を お支払いしない主な場合
<b>信双</b> 傷害死亡 ★	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険金者表には保険金を表したは、 ・ 保険契取るべきが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるですが、 ・ といるでが、 ・ といるでが、 ・ はいるでが、 ・ はいるででは、 ・ はいるででは、 ・ はいるででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのででは、 ・ はいるのでは、 ・ はいるが、 ・ はいるのでは、 ・ はいるが、 ・ はいが、 ・ はいが、
傷害は対象を表する。場合は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 [100%~4%)] (注1)政府労災保険に準じた等級区分割合でとに、傷害す。 (注2)被保日を含められた障害よの発生の日超えある大は、のの発生を制力があるである。の変に、多いの発生のも治療、引力からる医療、引力がある。の変に、多いの発生の目ののでは、のの発生の目ののでは、のの発生の自然では、のの発生の自然では、のの発生の自然では、のの発生の自然では、のの発生の自然では、のの発生の自然では、のの発生のでは、のの発生のでは、のの発生のでは、は、のの発生のでは、は、のの発生のでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、は、は、	(傷害死亡保険金と同じ)

保険金の	保険金をなされても	保険金の	保険金を
<b>種類</b> 傷害入院保	お支払いする場合 保険期間中のゴルフ場敷地内※におけ	お支払額	お支払いしない主な場合 (傷害死亡保険金と同じ)
険金	るゴルフの練習中、競技中または指導	傷害入院保険金日額 ×傷害入院の日数	(13) 11 / 5   11 / 5
★ゴルファー 傷 害 補 償	中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」		
	10に場合(以下、この仏態を「場合八阮」   といいます。)	(注1)傷害入院の日数には以下の日数	
1343		を含みません。	
		・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)	
		が満了した日の翌日以降の傷害	
		入院の日数	
		・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべ	
		き日数の合計が支払限度日	
		数※(180日)に到達した日の翌	
		日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする	
		期間中にさらに傷害入院保険金	
		の「保険金をお支払いする場合」	
		に該当するケガ※を被った場合	
		は、傷害入院保険金を重ねては お支払いしません。	
傷害手術保	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけ	1回の手術※について、次の額をお支払	(傷害死亡保険金と同じ)
険金  ★ゴルファー	│ るゴルフの練習中、競技中または指導 │ 中の事故によるケガ※の治療※のた	いします。   ① 入院※中に受けた手術の場合	
傷害補償	め、傷害入院保険金の支払対象期	傷害入院保険金日額×10	
特約	間※(180日)中に手術※を受けられた	② ①以外の手術の場合	
	場合	傷害入院保険金日額×5	
		(注)次に該当する場合のお支払方法は	
		下記のとおりとなります。	
		①同一の日に複数回の手術を受け た場合	
		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
		ずれか1つの手術についてのみ	
		保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって	
		受けた場合	
		その手術の開始日についてのみ	
		手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料	
		が1日につき算定されるものとし	
		て定められている手術に該当す	
		る場合   その手術の開始日についてのみ	
		手術を受けたものとします。	
		④医科診療報酬点数表において、	
		一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定	
		されるものとして定められている	
		区分番号に該当する手術につい	
		て、被保険者が同一の区分番号 に該当する手術を複数回受けた	
		場合	
		その手術に対して傷害手術保険	
		金が支払われることとなった直前 の手術を受けた日からその日を	
		含めて14日以内に受けた手術	
		に対しては、保険金をお支払いし	
		ません。	

保険金の 種類	保険金をお支払いする場合	保険金の お支払額	保険金を お支払いしない主な場合
傷害金★の場合を表現である。 「おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)  (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払限日の当時の傷害が支払した日のの傷害の日数※(90日)に関係の傷害の日数以降の傷害通院の日数いするとは、傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金をお支払いするは、場割間中にさらに傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金をお支払いするは、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
ゴルフ用品保 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合  (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ンドバッグ等の携行品は、含みません。  (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難については、他のフールの盗難については、他のフールの盗難については、他のフールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生とます。  (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。  (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフトのなり、強に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限となります。)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の容の差異や保険金額、加入のご加入ください。	<ul> <li>●保険型を持ちない。</li> <li>●保険では、など</li> <li>●ないのは、</li> <li>●ないのでは、</li> <li>●ないのは、</li> <li>●ない</li></ul>

保険金の	保険金を	保険金の	保険金を
種類 ホールインワロス 開保 保 金 オールイン ワン・ア 期保 は サロスでする は、サロスでも は、サロる は、サロる は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	お支払いする場合 日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロスア・同伴競技者※	お支払額 次の費用のうち実際に支出した額 ア・贈呈用記念品購入費用(*1) イ・祝賀会に要する費用 ウ・ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ・同伴キャディ※に対する祝儀 オ・その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)また	お支払いしない主な場合  ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
トロス費用	ホールインワンまたはアルバトロス		ているゴルフ場で達成したホールイン
	せん。		

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一 部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。



用語	説明
アルバトロス	
医学的他覚所ないもの	
医師	被保険者以外の医師をいいます。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、そ他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
頸(けい)部症値	
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思にづかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った別	「定の 次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
部位	・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合にります。
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても 復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症 を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在す ゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
ゴルフ場敷地口	
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のもの 再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低 金額となる場合があります。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消分を差し引いた金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期または日数とします。 適用される保険金の名称
	· 傷害入院保険金 · 傷害通院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なま入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金・傷害通院保険金
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療※に該当する診療行為(*2) (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のた、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除ます。
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働 臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にお
	て行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応 等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

た		
/_	治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
	同伴キャディ	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の 補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
な		
	入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は		
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
ま		
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。



#### ご加入にあたっての注意事項

- ●この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。 被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険 契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがありま す。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還 します。
- ●お申込人となれる方は①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が加入を認める方 ②日本郵政グループ労働組合の役職員の方に限ります。
- ●この制度で被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲は、上記申込人(加入者)のみです。(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)。
  - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に 行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度 への登録を実施しております。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

#### 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡(連絡先は17ページ参照)

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損 害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後 に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問 い合わせください

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 〇引受保険会社所定の保険金請求書 〇引受保険会社所定の同意書 〇事故原因・損害状況に関する資料
- ○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ○引受保険会社所定の診断書 ○診療状況申告書 ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 〇死亡診断書 〇他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

#### ●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け 取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細 は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも 必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」
  - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
  - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (\*)法律上の配偶者に限ります。

#### ▶保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払 いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

- (\*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場 合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他 引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助 法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保 険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を 受け取るべき方に通知します。
- ▶法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、 事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償 金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。 <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、ゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ 被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国 内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接 請求することもできます。

- <示談交渉を行うことができない主な場合>
- ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

# ご加入内容確認事項

#### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご 確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。「重要事項のご説明」に記載の、 補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。
  - 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
  - 保険金額(ご契約金額)
  - 保険期間(保険のご契約期間)
  - 保険料:保険料払込方法
- 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。 以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。 内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。 記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さま	皆さまがご確認ください。		
	加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?		
	加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?		
	*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。		

- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
  - ・この保険制度に新規加入される場合
  - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
  - ・既にご加入されているがご継続されない場合

このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 契約概要のご説明(団体総合生活補償保険)

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入 くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任等を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の 範囲は次のとおりです。

型田は次のとのりです。	
主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特	(a)本人(*1)
約	(b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監
	督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事
	故に限ります。
ゴルファー傷害補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス	
費用補償特約(団体総合	
生活補償保険用)	

- (\*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は3ページ~10ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険険をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 3ページ~10ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

3ページ~10ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

3ページ~10ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認く ださい。

#### (5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、2ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

#### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

#### 3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

#### 注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険)

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって 定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保 険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契 約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

#### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
  【告知事項】
- ・他の保険契約等(\*)に関する情報
- (\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも 積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2) その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
  - (\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ■保険金受取人について

	傷害死亡保	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人に
保険	険金	お支払いします。
		(注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための
金		署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意
受取		のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険
人		金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- ■ゴルファー傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに 該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補 償特約(\*)を解約しなければなりません。
- ①傷害補償特約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
  - ·引受保険会社に傷害補償特約(\*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約(\*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約(\*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (\*)傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険	自動車保険
ゴルファー賠償責任保険特約	日常生活賠償特約
団体総合生活補償保険	団体総合生活補償保険
ゴルフ用品補償特約	携行品損害補償特約
団体総合生活補償保険	ゴルファー保険
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
(団体総合生活補償保険用)	ハールインフン・アルハロ人賃用棚頂付利

#### 3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

#### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

3ページ~10ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」 の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

#### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

#### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

#### 7. 解約と解約返れい金

保険期間

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、 追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

11ページをご参照ください。

#### 9. 個人情報の取扱いについて

18ページをご参照ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

〈代理店·扱者〉株式会社 郵愛 総合保険係

T E L:0120-025-375

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

#### 「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス(こちらからアクセスできます) https://www.ms-ins.com/contact/cc/



#### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

#### 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く 0120-258-189(無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから ※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会 にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- ·受付時間[平日 9:15~17:00(土日·祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。P 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)



#### この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

MEMO